

一般社団法人日本調理科学会中国・四国支部規約

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人日本調理科学会中国・四国支部と称する。

(支部事務所所在地)

第2条 本会は、事務所を支部長の元に置く。

(支部の目的)

第3条 本会は、一般社団法人日本調理科学会（以下日本調理科学会とする）定款第3条に基づき設立し、中国・四国地方における調理科学に関する研究の推進及び知識の普及に努めることを目的とする。

(支部の行う事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 日本調理科学会の事業の後援
- (2) 研究会、講演会、研究発表会等の開催
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の種別)

第5条 本会の会員は正会員、学生会員及び名誉会員とする。

2 正会員及び学生会員は、中国・四国地方に在住または勤務する日本調理科学会の会員とする。

3 名誉会員は、本会に特に功労のあった者で、役員会において推薦し、支部総会の承認を経て定めるものとする。

(行事への参加)

第6条 日本調理科学会の会員は、本会の行う事業に参加することができる。

(経費の支弁)

第7条 本会の経費は、日本調理科学会の交付金、その他の収入をもって充てる。

2 本会が行う事業のために特別な費用を必要とするときは、その費用を会員から徴収することができる。

(支部役員の種類)

第8条 本会に、次の支部役員（以下、「役員」とする）を置く。

- (1) 委員 20名以内
- (2) 監事 2名
- 2 役員のうち1名を支部長、1名を副支部長とする。

(支部役員の選任)

第9条 支部長は、別に定める申し合わせに定める手続きに従って選出し、支部総会の承認および日本調理科学会代議員総会の承認を受ける。

2 副支部長は、別に定める申し合わせに定める手続きに従って選出し、支部総会の承認を受ける。

3 委員及び監事は、本会の正会員の中から支部総会において選出及び選任する。

(支部役員の解任)

第10条 支部長の解任は、日本調理科学会代議員総会の承認を受けるものとする。また、副支部長、支部役員は、支部総会の決議によって解任することができる。

(支部総会)

第11条 支部総会は定期総会および臨時総会とし、支部長がこれを招集する。

2 定期総会は毎年1回開催し、支部の重要事項を議決する。

3 臨時総会は役員会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上の請求があった場合に開催する。
第12条 総会の議決は出席者の過半数をもって決する。

(支部役員職務)

第13条 支部長は、本会を代表し、会務を統轄し、支部総会及び役員会を招集する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が欠けたとき又は支部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 副支部長および委員は、会務を分担執行する。その分担については別に定める。
- 4 監事は、会計を監査する。

(支部役員任期)

第14条 支部長及び副支部長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。

- 2 支部役員任期は、選挙の年の翌年の4月1日から2年間とし、再任を妨げない。ただし、原則として、継続して3期6年を限度とする。
- 3 支部役員が任期途中で交代する時は、後任者の任期は前任者の残任任期とする。

(支部総会及び役員会)

第15条 本会は、支部長の招集のもとに年1回支部総会を開催し、重要事項を議決する。

- 2 役員会は、適宜開催する。
- 3 役員会は、審議に必要があると認めた場合は、支部役員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、次年の3月31日に終わる。

(報告)

第17条 支部長は、別途定められた様式により、毎事業年度、次の事項について日本調理科学会理事会に報告し、承認を受けるものとする。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算報告

(規約の改廃)

第18条 この規約の改廃は、総会の承認を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成23年10月8日から施行する。

この規定は、平成28年10月1日から施行する。

この規約は、令和元年10月12日から施行する。

この規約は、令和3年10月2日から施行する。ただし、第14条第2項ただし書の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

支部会員の皆様へ：

規約第15条の3に基づき、支部役員会が認めた場合は、会員のみなさまのオブザーバー参加が可能です。ご希望の場合、支部長までご連絡ください。

.....

● 支部役員選出に関する覚え書き（2019 年度 役員会決定）

支部総会において選出及び選任される委員及び監事（規約第 9 条）について、以下とする。

- ・ 会員数（前年度 6 月時点）に応じて、22 名のうち 21 名を各県から選出する。
- ・ 支部大会、全国大会への対応として、各県の役員数を変更することができる。
- ・ 原則として、役員任期中に現職の正会員とする。

2025年 6 月 会員数（正会員114名，学生会員14名）

広島：正会員47名，学生会員10名

香川：正会員11名

岡山：正会員18名

徳島：正会員 9 名，学生会員 2 名

山口：正会員 6 名，学生会員 1 名

高知：正会員 7 名，学生会員 1 名

島根：正会員 5 名

愛媛：正会員 7 名

鳥取：正会員 4 名